**【資料】**

**自治体向け依頼文例**

令和5年4月　日

　　　　　　　　　　市長様

大阪府衛生管理協同組合

理事長　米田健司

浄化槽の適正な維持管理（清掃、保守点検）啓発のお願い

平素は、○○市民の生活環境の向上にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて現在、大阪府では、令和2年度末の浄化槽設置基数は約11.6万基ございまして、し尿処理、生活排水処理の大きな部分を担っております。しかし維持管理の実態について申しますと、一例をあげますと11条法定検査の実施件数は年間1,4000余りで全基数の1割強にとどまっております。当然、保守点検と清掃につきましても同様の問題があり、特に清掃については、悪臭や水路を汚す原因となり、ときに浄化槽本体を損傷する場合もございます。

また、たまたま保守点検業者等が設置者に清掃等の維持管理を勧めても、営業上のことと認識されることも多く、ご理解いただけないこともしばしば起こっております。

このようなことから、全国的に、各自治体とも住民向け啓発に取り組んでおられますが、大阪府下の自治体でも、特に未清掃の浄化槽設置者に対し罰則を記した強い指導を行い、浄化槽の維持管理状況が顕著に向上しております。

令和2年に改正浄化槽法が施行され、各自治体では浄化槽台帳の整備も進められていると聞き及んでおります。このような行政情報をご活用の上、行政からも積極的な啓発の推進をお願い申し上げます。

【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・

**浄化槽法**

**（保守点検又は清掃についての改善命令等）**

**第十二条**　都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

**２**　都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

**第六十二条**　第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**令和2年末大阪府での浄化槽基数**

単独　68,728（ほとんどが20人槽以下の小型家庭槽）

合併　47,280

合併による処理人口21万人（生活排水対策資料）

高 市 清第311号

**高槻市指導文**

令和3年9月1日

様

高槻市 市民生活環境部 清掃業務課

浄化槽の維持管理について

平素より高槻市政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、浄化槽は物理作用と微生物の働きによって汚水を処理していますので、浄化槽の清掃を適切に実施することが、浄化槽を維持管理していく上でとても重要なことになります。このため浄化槽法では、定期的な保守点検及び年1回の法定検査とあわせ、年1回以上(全バッキ型にあっては半年に1回以上)の清掃が義務付けられています。また、罰則として6か月以上の懲役又は100万円以下の罰金が定められております。(浄化槽法第12条第2項)

お使いの浄化槽は、長期にわたり清掃が行われておりませんので、同封の高槻市浄化槽清掃許可業者に依頼し、清掃及び保守点検を実施していただきますようお願い致します。

また、このお知らせは令和3年3月31日時点で、浄化槽清掃届出書の提出が確認できていない方を対象にお送りしておりますので、清掃業者に既に依頼をされている等の行き違いがあった場合はご容赦ください。

※浄化槽管理者に変更が生じている場合や、休止又は廃止する場合は浄化槽清掃許可業者又は下記問合せ先にご連絡ください。

※浄化槽から公共下水道に切替え済の場合は下記問合せ先までご連絡ください。

 問合せ先

 高槻市　市民生活環境部 清掃業務課

 〒569-0021 高槻市前島3丁目8-1

 (エネルギーセンター内)

 TEL 072-669-1164

 FAX 072-669-1009

 業務時間 月~金 7:45~16:15

様

**各戸通知の例**

〇〇市　生活環境部清掃課

浄化槽の維持管理について

平素より本市市政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、浄化槽は物理作用と微生物の働きによって汚水を処理しています。浄化槽の持管理の中でも特に清掃が適切にされていないと環境汚染を起こします。

このため浄化槽法は、定期的な保守点検及び年1回の法定検査とあわせ、年1回以上(全バッキ型にあっては半年に1回以上)の清掃を義務付けています(注)。

(注) 罰則として6か月以上の懲役又は100万円以下の罰金(浄化槽法第12条第2項)が設けられています。

お使いの浄化槽は、長期にわたり清掃が行われておりませんので、同封の○○市浄化槽清掃許可業者に依頼し、清掃及び保守点検を実施していただきますようお願い致します。

また、このお知らせは令和5年3月31日時点で、浄化槽清掃届出書の提出が確認できていない方を対象にお送りしておりますので、清掃業者に既に依頼をされている等の行き違いがあった場合はご容赦ください。

※浄化槽管理者に変更が生じている場合や、休止又は廃止する場合は浄化槽清掃許可業者又は下記問合せ先にご連絡ください。

※浄化槽から公共下水道に切替え済の場合は下記問合せ先までご連絡ください。

○○市生活環境部清掃課　電話　　　　　　　　　Fax

**浄化槽をお使いの皆さんへ**

**堺市Web**

　浄化槽の能力を保つには適切な維持管理が必要です。浄化槽管理者（所有者等）には浄化槽法で、「清掃」・「保守点検」・「定期検査の受検」の3つが義務付けられています。これらを怠っていると、浄化槽法により罰則が適用されることがあります。

**清掃（汚泥の除去と清掃）**

　浄化槽に汚泥が溜まってくると、機能が低下し、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。
　槽内に溜まった汚泥やスカムなどを除去し、機能を回復させます。
　清掃は年1回以上（全ばっ気方式は6カ月に1回以上）必要です。
　清掃の実施記録は3年間保存して下さい。

清掃は市が許可した清掃業者へ

[〇〇市浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業（浄化槽清掃汚泥関係）許可業者一覧](https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/shinyo/seiso/seisogyosha.html)

**保守点検（定期的な点検、調整又は修理）**

　点検内容は浄化槽のモーターなどの点検、修理、汚泥の調整、微生物の管理や消毒剤の補充などをします。保守点検の実施記録は3年間保存して下さい。

保守点検の依頼は○○市に登録している浄化槽保守点検業者へ

[○○市浄化槽保守点検業者一覧](https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kankyoeisei/taisaku/jokasokanri/hoshugyosha.html)

モーターの点検　　　　　　機能診断　　　　　　　消毒剤の補充　　　　　　　汚泥の調整



**定期検査（浄化機能が十分に発揮されているかどうかの検査）**

　保守点検や清掃の状況を確認し、処理された水を調べます。年1回の実施が義務付けられています。　この検査は大阪府知事指定の検査機関が行います。なお、10人槽以下の浄化槽は指定検査機関の指定する保守点検業者が、定期検査の一部を行う場合があります。

定期検査の申込や指定保守点検業者に関することは

[一般社団法人　大阪府環境水質指導協会（大阪府知事指定検査機関）](https://kansuikyo.jp/)

電話：072-257-3531（検査課直通）

**このご案内についてのお問い合わせは**

**○○市生活環境部清掃課**電話　　　　　　　　　　　　　　　　Fax

浄化槽の清掃

**東京都Web**

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/general_waste/septic_tank/cleaning.html>

更新日：2022年6月17日

清掃時期を過ぎますと浄化槽が正常に機能しなくなり、悪臭が発生したり処理されない汚水が流れ出したりします。

**清掃回数**

清掃回数は浄化槽の種類によって異なります。

標準清掃回数

|  |  |
| --- | --- |
| **処理方式** | **回数** |
| 全ばっ気方式 | 6か月に1回以上 |
| その他の方式 | 1年に1回以上 |

**清掃の委託**

清掃は「浄化槽清掃業」の許可を市町村長から受けた業者に委託してください。清掃料金は業者に直接確認してください。なお、詳細につきましては、お住まいの各区市町村にお問合せください。

* 特別区(23区)・八王子市役所・町田市役所の浄化槽担当窓口は[こちら→（PDF：66KB）](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/general_waste/septic_tank/cleaning.files/R04_shukanka_23_hokenjyo.pdf)
* 市町村の浄化槽担当窓口は[こちら→（PDF：81KB）](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/general_waste/septic_tank/cleaning.files/R04_shukanka_shichoson.pdf)

※清掃の際は立ち合いましょう。
※清掃終了後、浄化槽内を満水にしてから使用しましょう。
※清掃の記録は3年間の保存義務があります。法定検査の際に書類審査がありますので、大切に保管しましょう。

**お問い合わせ**

このページの担当は[資源循環推進部　一般廃棄物対策課](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/contact/index.html)です。

浄化槽の維持管理はどうすればいいの？

**大阪府Web**

更新日：2020年6月29日

**浄化槽の管理者（所有者等）には、次のことが浄化槽法で義務付けられています。**

★保守点検を行うこと　（法第１０条）

　浄化槽のいろいろな装置が正しく動いているかを点検し、
装置や機械の調整・修理・汚泥の状況の確認、汚泥の引き
抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補給を行ってください。
　大阪府では、浄化槽維持管理指導要領において、浄化槽
の大きさ、処理方式によって必要な保守点検の回数を定め
ています。
　大阪府に登録された浄化槽保守点検業者に委託してくだ
さい。

★清掃を行うこと　（法第１０条）

　浄化槽に汚泥が溜まってくると、機能が低下し、処理が
不十分になったり、悪臭の原因になったりします。
　そこで、汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗
浄したり掃除したりすることが必要です。
　年１回以上（全ばっ気方式については２回以上）の実施
が義務付けられています。
　　市町村の許可業者に委託してください。

★定期検査を受けること　（法第７条、１１条）

　浄化槽が適正に維持管理され、本来機能が充分に発揮さ
れているかどうかを調べる検査です。
　毎年１回の実施が義務付けられています。
　定期検査の申し込みは、大阪府知事の指定検査機関に依
頼してください。

　一般社団法人　大阪府環境水質指導協会
　Tel ０７２－２５７－３５３１
　ホームページアドレス
　<http://www009.upp.so-net.ne.jp/suishitsu/>

★記録を保存すること

　保守点検及び清掃の記録は、３年間保管する義務があります。

このページの作成所属
[健康医療部　生活衛生室環境衛生課　衛生指導グループ](https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/)

**罰則が記載されている例**

**高知県香美市Web**

浄化槽法に違反した場合の罰則

本文

浄化槽法に違反した場合の罰則

印刷用ページを表示する更新日：2016年3月11日更新

浄化槽管理者に関係する違反行為とその罰則は次のとおりです。

1　保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして、都道府県知事に改善措置や使用停止を命ぜられたにも関わらず、この命令に違反した場合

　　→6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金
2　無届か嘘の届け出により浄化槽を設置した場合

　　→3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

3　届け出た浄化槽の設置又は構造・規模の変更計画が不適正であるとして、計画の変更又は廃止を命ぜられたにも関わらず、これに違反した場合

　　→3ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

4　行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に関して報告を求められたにも関わらず、報告をしなかったり嘘の報告をした場合

　　→30万円以下の罰金
5　行政庁の立ち入り検査を拒んだり妨げたり、質問に答えなかったり、又は嘘の答えをした場合

　　→30万円以下の罰金

このページに関するお問い合わせ先

[**環境班**](https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/12/)

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号
電話番号：0887-53-1063　 ファクス番号：0887-53-3051

[メールでのお問い合わせはこちら](https://www.city.kami.lg.jp/form/detail.php?sec_sec1=12)

浄化槽使用者の法的義務

**罰則が記載されている例**

**山口県周南市Web**

印刷用ページを表示する更新日：2019年3月1日更新

中略・・・・・・・・

浄化槽法に違反した場合の罰則

浄化槽管理者に関係する違反行為とその罰則は次のとおりです。

保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして、周南市長から改善措置や使用停止を命ぜられたにもかかわらず、この命令に違反した場合

 →6ケ月以下の懲役または100万円以下の罰金

無届や嘘の届出により浄化槽を設置した場合→3ケ月以下の懲役または50万円以下の罰金

届け出た浄化槽の設置または構造・規模の変更計画が不適正であるとして、計画の変更または廃止を命ぜられたにもかかわらず、これに違反した場合

 →3ケ月以下の懲役または50万円以下の罰金

行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に関して報告を求められたにもかかわらず、報告をしなかったり嘘の報告をした場合

 →30万円以下の罰金

行政庁の立ち入り検査を拒んだり妨げたり、質問に答えなかったり、または嘘の答えをした場合

 →30万円以下の罰金

設置後等の水質検査及び定期検査に関しての周南市長からの命令に従わない場合

 →30万円以下の過料

浄化槽の使用を廃止したときの周南市長への届出をしなかったり嘘の届出をした場合

 →5万円以下の過料

このページに関するお問い合わせ先

[環境政策課](https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/)

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

環境政策担当

Tel：0834-22-8324
Fax：0834-22-8325

[メールでのお問い合わせはこちら](https://www.city.shunan.lg.jp/form/detail.php?sec_sec1=18&lif_id=32874)

浄化槽

**罰則が記載されている例**

**横浜市Web**

最終更新日 2022年4月1日

**浄化槽指導基準（令和3年9月30日更新）**[**浄化槽指導基準（PDF：1,660KB）**](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shinyo/jokaso/joukasou.files/yokohamashishidoukijun.pdf)

[**浄化槽の届出**](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shinyo/jokaso/joukasoutodokede.html)

* 公共下水道が整備されていない地域で、水洗トイレを使用し浄化槽を設置するときは、浄化槽設置の手続が必要です。その他、浄化槽設置工事が完了したときや、浄化槽を廃止したときなどにも手続が必要です。

注）浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書を提出しない場合には、３ヶ月以下の懲役又は、５０万円以下の罰金に処せられます。

* 届出をされても、構造の基準に適合しない場合には、届出の変更又は廃止を命じられます。それに従わない場合には、３ヶ月以下の懲役又は、５０万円以下の罰金に処せられます。

[**浄化槽の維持管理**](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shinyo/jokaso/default20190123.html)

* 浄化槽は微生物の働きで汚水をきれいにする設備です。放流水質の悪化や悪臭を発生させないためには、日常の維持管理が大切です。浄化槽を管理されている方には、保守点検、清掃の実施、及び、法定検査の受検が義務づけられています。（浄化槽法）

注）浄化槽法の保守点検、清掃をするように改善命令をされたのに従わない場合には、６月以下の懲役、又は１００万円以下の罰金に処せられます。

* 設置後又は年に１度の法定点検を受けるべき旨に応じず、その後の命令にも応じない場合には、３０万円以下の過料が科せられます。

→[浄化槽清掃業者](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shinyo/jokaso/default20190123.html#EF605)
→[法定検査指定検査機関](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shinyo/jokaso/default20190123.html#A0AE9)

資源循環局事業系対策部一般廃棄物対策課

電話：045-671-2547

ファクス：045-663-0125

メールアドレス：sj-jokaso@city.yokohama.jp